

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【公表番号】特表2004-520479(P2004-520479A)

【公表日】平成16年7月8日(2004.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-026

【出願番号】特願2001-587508(P2001-587508)

【国際特許分類】

C 22 C 38/00 (2006.01)

C 22 C 38/52 (2006.01)

H 01 M 8/02 (2006.01)

H 01 M 8/12 (2006.01)

【F I】

C 22 C 38/00 302Z

C 22 C 38/52

H 01 M 8/02 B

H 01 M 8/12

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年9月15日(2011.9.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

更に本発明の高温材料の有利な実施態様では元素のSiおよびAlを最大0.5重量%の濃度でしか含まない。元素のSiおよびAlはそれ自体、好ましくも酸化物を形成しそして酸化クロムの生成を妨害する。材料中のその濃度は上述の濃度に制限されるべきである。Siおよび/またはAlの特に有利な濃度は0.2重量%より少ない。